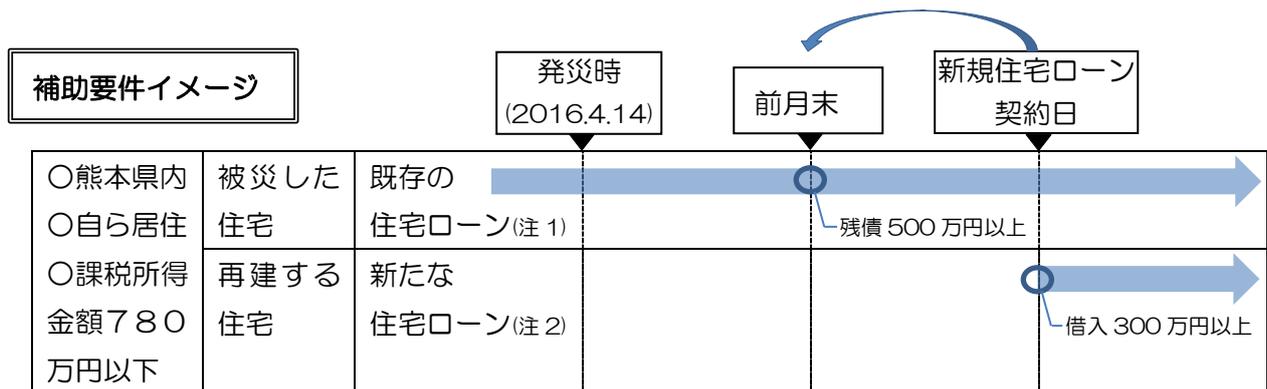


熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)補助金のお知らせ

熊本県は、熊本地震により自ら居住していた住宅に被害を受け、被災住宅に係るローンを有する方が、新たな住宅ローンを組んで住宅を再建する場合の負担を軽減するため、利子相当額(50万円を上限)を補助します。令和2年度以降は、復興関係公共事業等[※]やむを得ない理由により、住宅の再建が完了していなかった方を対象に補助しています。

1. 補助の対象要件(次の①~④の全てに該当する方)

- ① 県内の自ら居住していた住宅が、熊本地震により被災し、発災(平成28年4月14日)以前からその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有している方。
- ② 熊本地震の復興関係公共事業等[※]やむを得ない理由により、令和2年3月31日までに住宅の再建が完了しなかった方。
※「復興関係公共事業等」とは、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、県道熊本高森線4車線化事業、宅地耐震化推進事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、市町村が施行する被災宅地復旧支援事業又は被災マンションの建替えをいう。
- ③ 県内に自ら居住する住宅の再建のために、300万円以上の新たな住宅ローンを契約した方。
- ④ 新たな住宅ローンを契約した日の前月末時点で、①の被災住宅に係る既存の住宅ローンが500万円以上ある方。
- ⑤ 新たな住宅ローンを契約した日の属する前年(前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年)の課税所得金額が780万円以下の者(同一世帯に該当するものがある場合を除く。)



※上記は要件を簡略化したものです。詳細は申請の手引きにてご確認ください。

注1: 既存の住宅ローン

住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入をした資金で、平成28年4月14日以前に金銭消費貸借契約をしたもの。

注2: 新たな住宅ローン

住宅の新築、増築、住宅の建設、購入、増改築及び補修、居住する住宅に係る宅地の購入又は補修を目的に金融機関等から借入をした資金で、平成28年4月15日以降に金銭消費貸借契約をしたもの。

2. 申請期限・補助金額

申請期限：**令和7年2月まで**（申請期限に間に合わない場合はご相談ください）

補助金額：既存の住宅ローンにかかる利子相当額

（元利均等毎月償還による算定額） 【上限50万円】

3. 申請書類一覧

- 1 市町村長の発行する罹（り）災証明書の写し
- 2 新たな住宅ローンに係る金銭消費貸借契約書の写し
- 3 補助金の振込先のわかる預金通帳の写し
- 4 新たな住宅ローンを契約する日の属する前年（前年の所得証明書の取得が困難な場合は前々年）の所得証明書（市町村が発行するもので、世帯員全員分）
- 5 住民票（世帯員全員の記載があるもの）
- 6 金融機関等の発行する融資残高等証明書（別記第1－1号様式）
- 7 補助金額算定表（別記第1－2号様式）
- 8 チェックリスト（別記第1－3号様式）
- 9 熊本地震の復興関係公共事業等であること等を証明する書類（別記第1－4号様式）
- 10 その他、知事が必要と認めるもの

※申請書等は、熊本県住宅課のホームページからダウンロードください。

4. 申請（持参又は郵送）及び問合せ先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県住宅課計画班

Tel：096-333-2547

Fax：096-384-5472

5. ホームページのアドレス

詳細なご案内については熊本県ホームページの以下のアドレスに掲載されていますので、ご利用の際は当該ホームページからダウンロードをお願いいたします。

アドレス：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/117/82887.html>

QRコード：

